

平成31・32年度新居浜市小規模修繕契約希望者登録申請書提出要領

この制度は新居浜市が発注する小規模な修繕契約のうち、市内業者（新居浜市内に主たる事業所又は住所を有する業者）の受注機会の拡大を図ることを目的としたものです。対象になる修繕契約は内容が軽易で、履行の確保が容易なものとし、契約金額は50万円以下とします。

この申請に係る資格は、見積等に参加できる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。

1 提出期間 平成31年2月1日（金）～ 随時受付を行います。

2 提出先 新居浜市役所3階 総務部契約課（電話0897-65-1221）
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

3 提出方法 持参、郵送又は信書便による提出

（1）持参された場合でも、その場で審査は行いません。（後日審査します。）

（2）郵送又は信書便による提出の場合、必ず封筒に「入札（見積）参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。また、申請書類の受領確認が必要な場合は、返送先の宛名を記入した郵便はがきを添付してください。なお、申請書類の到着確認についてのお問い合わせにはお答えいたしません。

4 有効期間

- 平成31年4月1日～令和3年3月31日（平成31年3月31日までの申請受付分）
- 受付日～令和3年3月31日（平成31年4月1日以降の申請受付分）

5 資格通知 入札参加資格の認定をした旨の通知はいたしません。市から入札参加資格の認定をしない旨の連絡がない限り、認定されたものをご理解ください。
入札参加資格の認定等のお問い合わせにはお答えいたしません。

6 資格要件 新居浜市内に住所または主な事業所を置いていること。ただし、以下の項目に該当する場合は登録できません。

- （1）**新居浜市建設工事入札参加資格申請を行う者。**
- （2） 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- （3） 次の各号に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (4) 役員、代理人、支配人その他の使用人が、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団員等である者。
- (5) 入札参加資格審査申請時に新居浜市に納付すべき市税等の滞納がある者。
- (6) 入札参加資格審査申請時に国に納付すべき法人税（個人経営の場合は所得税）及び消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (7) 法令の規定により当該営業に必要な許可、認可等を受けていない者。

7 提出書類

書類名	原本の別	説明	
提出書類チェックリスト (指定様式)	原本	新居浜市契約課のホームページに掲載しています。 http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/keiyaku	
小規模修繕契約希望者登録申請書（第1号様式）	原本	新居浜市契約課のホームページに掲載しています。 申請書の記載方法は、「8 申請書の書き方」を参考にしてください。	
誓約書（指定様式）	原本	新居浜市契約課のホームページに掲載しています。	
印鑑証明書 ・法人 ・個人経営→代表者分	写し可	法人の場合は法務局、個人経営は市町村役場で発行しています。 ※個人経営の方で、新居浜市で取得する場合は新居浜市役所1階北側市民課3番窓口、各支所です。	
履歴事項全部証明書 (法人)	写し可	商業登記簿謄本 法務局で発行しています。	
代表者の身分証明書 (個人事業者)	写し可	本籍地の市町村で発行しています。(新居浜市の場合は市役所1階北側市民課3番窓口)	
新居浜市税納税証明書	写し可	新居浜市税納税証明書は、新居浜市役所1階北側市民課3番窓口、2階北側税務総合窓口、各支所で交付しています。 ※納期到来分までの納税証明書 ※非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 ※免税により納税義務が発生していない場合は、「 現在滞納がない 」ことを証明する納税証明書を必ず提出してください。(税務総合窓口のみ発行) ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「 法人設立(設置・変更・解散等)届 」の写しを提出してください。 ※代理の方が取りに来る場合は、申請時に委任状等が必要になります。詳しくは収税課までお尋ねください。 (法人) 法人市民税・固定資産税・軽自動車税 (個人経営) 市県民税・固定資産税・軽自動車税	
		法人	① 会社名義の新居浜市税納税証明書 ② 新居浜市内に住所を有する代表者名義の新居浜市税納税証明書
		個人 経営	① 代表者名義の新居浜市税納税証明書(代表者が新居浜市内に住所を有する場合のみ提出)
国税納税証明書	写し可	納税地を所轄する税務署にて発行しています。 未納がないことの証明。納税義務がない方も提出必要です。 <u>(免税・新設事業者も発行されます。)</u> ○法人→ 様式その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税)	

		○個人→ 様式その3の2 (所得税・消費税及び地方消費税) ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書	原本	新居浜市契約課のホームページに掲載しています。
営業資格等証明書	写し	営業上必要な代理店証明、免許、許可、認可等

※各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヵ月以内に発行されたものに限ります。

写し可のものについては、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

※納税等の証明については、領収証書等の写し不可です。指定証明書を添付してください。

※各証明書を取得する場合は、本人確認書類・印鑑登録証・認印等が必要です。また代理申請の場合は、委任状が必要です。詳しくは次の各発行場所までお尋ねください。

新居浜市役所市民課 電話 0897-65-1232

新居浜市役所収税課 電話 0897-65-1226

新居浜税務署 電話 0897-33-4145 (自動音声)

松山地方法務局西条支局 電話 0897-56-0188

8 申請書の書き方

(1) 申請書「使用印」は、見積、契約、請求時に押印する印鑑の届出となります。

・法人の場合は代表取締役印（登記印・法務局が証明する印）を、個人事業主の場合は市長が証明する実印を押印してください。

・登記印又は実印とは別の印鑑で設定する場合は、「使用印」欄内に使用印鑑、また「(実印)」欄に登記印又は実印を押印してください。ゴム製や合成樹脂等の変形しやすい印鑑（シャチハタ等）は使用できません。

(2) 希望業種は3業種以内で、契約を希望する順に記載してください。希望する業種ごとに許可、免許・登録等があれば記入してください。

【希望業種分類表】

1	大工工事
2	ガラス・サッシ工事
3	畳工事
4	木製家具・家具関係工事
5	内装工事（カーテン、カーペット）
6	塗装工事
7	左官工事
8	板金工事
9	電気工事
10	その他工事

9 留意事項

(1) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者は、資格を承認しない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に市税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで、入札（見積）参加の対象とならないことがあります。

(2) 申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡しますので指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録出来ないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。

10 その他

(1) 新居浜港務局及び新居浜市水道局への申請は不要です。(一括申請です。)

11 申請後に必要な手続き

申請内容に変更があったとき、事業を中止または廃止したときは、小規模修繕契約希望者登録事項変更届(第2号様式、新居浜市のホームページからダウンロードできます。)を提出してください。